

令和6年

11月
November

健康保険委員だより

協会けんぽ 広島支部
マスコットキャラクター
健康 いろは



協会けんぽ 広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで



広島城・広島県

目次

今から使おう!マイナ保険証!	P2
「資格取得届」や「被扶養者異動届」は5日以内にご提出をお願いします /「医療費のお知らせ」をお送りします	P3
健康保険委員研修会のご案内/LINE公式アカウントはじめました!	P4
生活習慣病予防健診を受診しましょう! /1年に一度、特定健診を受診しましょう!	P5
いろはとかえでの企業探訪!～健康経営の好事例のご紹介～Vol.4.....	P6
「健康経営」始めませんか?	P7
被扶養者資格の再確認のご提出はお済ですか?	P8



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

今から使おう！マイナ保険証※！

⚠ 従来の健康保険証は令和6年12月2日から新規発行が廃止されます

※健康保険証を利用登録したマイナナンバーカード

令和6年12月2日以降はマイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！

名称・形状	取得方法	使用目的	使用方法	特徴など
マイナ保険証  マイナナンバーカード	マイナナンバーカードの入手後、マイナナンバーカードの健康保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	・就職や転職後の健康保険証の切り替え・更新が不要になります。 ・薬剤情報などを正確に医師・薬剤師と共有することで、よりよい医療が受けられます。 ・「限度額適用認定証」「高齢受給者証」が不要です。
資格情報のお知らせ  紙製カード型	【新規加入者(R6.12.2以降)】 資格取得時に自動交付 【既加入者】 R6.9またはR7.1～R7.2に事業主様経由で送付	カードリーダーが使えない場合に医療機関等を受診するとき	マイナナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を 医療機関に提示	マイナナンバーカードには健康保険証の記号・番号等の記載がないため、健康保険証廃止後の給付金の申請等にもご活用いただけます。
資格確認書  プラスチック型	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方等に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示	・有効期間あり(最長5年)。 ・「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の提示が必要です。



従来の保険証は退職等で資格喪失等しない限り、**令和6年12月1日以降、最大1年間従来通り使用できます。**

マイナ保険証の
ココが便利！

限度額適用認定証の申請が不要に！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。



マイナナンバーカードの健康保険証利用登録はこちらでできます



詳しくはこちらから

健康保険証とマイナナンバーカードの一体化
(マイナ保険証)に関する説明動画(YouTube)
『使ってみよう!マイナ保険証』



マイナ保険証特設ページ
(協会けんぽホームページ)



マイナ保険証の
円滑な利用のため

「資格取得届」や「被扶養者異動届」は 5日以内にご提出をお願いします



マイナ保険証をご利用いただくには、加入者の皆様のマイナンバーを健康保険の資格情報と紐づける必要があります。
事業主様におかれましては、以下の点についてご理解とご協力をお願いします。

■「資格取得届」「被扶養者異動届」については、
5日以内に日本年金機構へご提出をお願いします。(※)

(※健康保険法施行規則上、事実発生から5日以内の届出が義務付けられています。)

■上記の届出には、**マイナンバーの記載**をお願いします。



詳しいお手続き方法については、日本年金機構ホームページにてご確認ください



「資格取得届」
について



「被扶養者異動届」
について



※任意継続に関する「資格取得届」や「被扶養者異動届」の提出は、協会けんぽへお願いします。

令和7年1月

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、保険証を使用して診療を受けられた加入者の皆様に、医療費を確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年に一度「医療費のお知らせ」を発行しています。

発送
時期

令和7年1月 中旬～下旬

対象
期間

令和5年9月～令和6年8月
診療分

事業主様へ

「医療費のお知らせ」は、**開封せず**に従業員の皆様へお渡しください。

※対象期間に医療機関を受診していない方などは作成しておりません。

※退職等によりお渡しいただけない場合は、同封されている返信用封筒で協会けんぽまでご返送ください。



マイナポータルから医療費通知情報を確認できます!

マイナポータルの利用者登録をされている方は、マイナポータルから医療費通知情報を確認することができ、**確定申告**にもご利用いただけます。
※毎月11日頃に前々月診療分の医療費情報が更新されます。



(▲デジタル庁ホームページ)

※確定申告(医療費控除)のお手続き方法は、**国税庁ホームページ**又は、**管轄の税務署**へご確認ください。

参加費
無料

令和6年度 健康保険委員研修会のご案内

第1部 12月からの制度改正について

オンライン
開催!

①事務担当者編(約20分) ②利用者編(約15分)

マイナ保険証廃止に伴う手続きや、マイナ保険証の使い方等について説明します。

第2部 協会けんぽの事務手続き等について(約30分)

健康保険制度について、申請書の書き方などをわかりやすく解説します。

第3部 労働局講話「健康で安全な職場づくり」(約30分)

職場で増加する転倒災害やメンタルヘルス不調等を未然に防ぎ、健康で安全に働くための職場づくりについて解説します。

配信期間

令和6年10月22日(火)～令和6年11月21日(木)

視聴方法

上記期間中、協会けんぽ広島支部ホームページから、
いつでも何回でも視聴可能です!

ご視聴は
こちらから

第1部「12月からの制度改正について【利用者編】」は
令和7年1月末まで視聴可能です。
社内の皆様での視聴をお願いします。



協会けんぽ
広島支部

LINE 公式アカウント はじめました!

健康保険制度や、健康づくりに関する情報を月2回お届けします!

お友だち登録方法

二次元コードから

LINEアプリ内「友だち追加」>
「QRコード」から、下の二次元
コードを読み取ってください。



ID検索から

LINEアプリ内「友だち追加」
>「検索」から、下記のIDを
ご入力ください。

LINE ID

@kenpo_hiroshima

アカウント名から

LINEアプリ内
「友だちリスト」
>「公式アカウント」
>「公式アカウントを検索」
から『協会けんぽ広島』
とご入力ください。



生活習慣病予防健診を受診しましょう！

費用 自己負担額 最高5,282円 ※一般健診単独受診の場合。

対象者 35歳～74歳のご本人(被保険者)様

協会けんぽへの
申し込みは不要です！

申込方法 協会けんぽが契約している健診機関へ直接予約
※契約機関は協会けんぽ広島支部のホームページにてご確認ください。



さらに！

令和6年度から **付加健診の対象年齢を拡大しました！**

付加健診は、生活習慣病予防健診(一般健診)の受診時に、腹部超音波検査、眼底検査、肺機能検査などの複数の詳細な検査をセットで受けられる健診のことです。
節目の年齢に、より詳しい検査で健康状態を確認しましょう。

令和5年度までの対象年齢
40歳、50歳



令和6年度からの対象年齢
40歳 50歳 **追加!!** 45歳 55歳 60歳 65歳 70歳

※付加健診は単独での受診はできません。



生活習慣病予防健診
についての詳細はこちらから！

1年に一度、特定健診を受診しましょう！

特定健診とは糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病を予防する目的で、40歳～74歳のご家族(被扶養者)様に受けていただく健診です。

● 受診の方法は2通り！

お近くの **健診機関(医療機関)** で受診！

- ➡ 県内約60機関にて **無料** で受診可能！
- ➡ 県内約1,400機関にて自己負担1,496円で受診可能！

無料の健診
機関はこちら！



自己負担1,496円の
健診機関はこちら！



地域の施設の **集団健診** で受診！

- ➡ お近くの商業施設や公共施設等にて **無料** で受診可能！
- ➡ 血管年齢測定等のオプションがつけられる会場もありオススメ！

※実施会場のお近くにお住まいの方には順次DMをお送りしております。

開催情報お申込み等は
こちらから！



特定健診と同時にがん検診も受けられる場合がございます。がん検診につきましては市区町村が実施しておりますので、詳しくはお住いの市区町村にてご確認ください。



いろはとかえでの企業探訪！



～健康経営® 好事例のご紹介～

Vol.4

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

ひろしま企業 健康宣言事業所

広島イーグル株式会社 様

ひろしま企業健康宣言事業所様の取組を紹介する「いろはとかえでの企業探訪!」。
第4弾となる今回は、令和6年度「健康づくり優良事業所」および「健康経営優良法人
2024 中小規模法人部門」ブライト500に認定された広島イーグル株式会社様を紹介
します。皆様の職場の健康づくりにお役立てください。

健康経営の主な取組

- ①安全衛生委員会等による健康づくり、予防等による啓発活動
- ②健診結果による2次健診対象者の受診率100%
- ③従業員の健診結果をもとにグラフ化して可視化する
- ④血管年齢等の測定会を毎月開催
- ⑤運動機会の開催、クラブ活動、セミナーの実施



- 所在地:山県郡北広島町新氏神6番地
- 従業員数:194名
- 事業内容:製造業

具体的な取組内容を教えてください

今年上半期に取組を行った「従業員全員参加の運動機会の向上施策」において、**従業員の体力測定会を実施しました**。歩行、手作業、身体調整、姿勢変換の4項目のタイムを測定し、全国平均の同年代と自身のタイムを比較して年齢差を把握するという企画を展開しました。1チーム20名で**楽しく一生懸命実施する従業員の姿が非常に印象的で、自身の運動レベルへの気付きと運動習慣への意識付けに繋がった**と感じています。

健康経営の取組によってどのような効果がありましたか

血圧が高い従業員が多く、高血圧及び高血圧予備群の従業員に対し、運動機会の向上施策をはじめとした様々な啓蒙活動を行った結果、徐々に**高血圧及び高血圧予備群対象者が減少傾向にあります**。



健康経営を取り組むきっかけを教えてください

健康経営優良銘柄を取得してみようというのがきっかけとなりました。漠然と取得を目指そうと思ったのですが、これをきっかけに、これまで会社で行ってきた健康施策を体系的にまとめてみたいという思いや客観的なデータを以て経過観察していきたいという思いに変わっていきました。さらに社長の「**1人1人の幸福を実現するための健康経営**」という方針が強力な後押しとなりました。

今後の取組や目標を教えてください

取組を行っている高血圧及び高血圧予備群対象者の割合を下げるという目標に対し、運動機会の向上施策の実行、給食会議による食事の改善、セミナーや安全衛生委員会を通じた啓蒙活動などを継続します。加えて、専門家の介入を行い、生活習慣病重症化予防として特定保健指導の受診率の向上や運動施策のブラッシュアップを実施し、従業員が継続して、安心して健康にはたらく事ができる環境づくりを行ってまいります。



代表取締役社長
小松原 正行様



業務部業務課主任
北原 誠様
(健康づくりの担当者)

私たちと
一緒に

「健康経営」始めませんか？

健康経営とは

従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること！



「従業員の健康増進に企業全体で取り組む」ことを経営理念とし、健康増進に係る支出を将来の収益性向上等に向けた前向きな「投資」と捉え実践する「健康経営」という経営手法が注目されています。

健康経営に積極的に取り組んでいる事業所は退職率が低いというデータもあります。

健康経営の取組によって、従業員の皆様の働きやすさが向上し、人材確保にもつながります。

「ひろしま企業健康宣言」のエントリーで健康経営の取組をサポートします！

1

「ひろしま企業健康宣言」
にエントリー

エントリーシートをダウンロードして、FAXで協会けんぽへご提出ください。まずは簡単な取組から始めましょう。
後日「ひろしま企業健康宣言証」が送付されます。



エントリーシートは
こちら

2

自社の健康課題を把握し
「健康経営」をスタート

健康課題を見つけて、解決に向けて対策しましょう。
毎年健康課題の把握に役立つツール「ヘルスケア通信簿」をお送りしています。
課題の解決に向けて、是非ご活用ください。
例：ヘルスケア通信簿から従業員の喫煙率が高いことが分かった→禁煙デーを作る

3

チェックシートで
健康経営の取組をチェック

毎年5月頃に「チェックシート」をお送りします。前年度の取組の振り返りをご記入後、広島支部へ送付してください。

4

「ひろしま企業健康宣言」
健康づくり優良事業所
に認定

チェックシートにご記入いただいた内容に応じて、「ひろしま企業健康宣言健康づくり優良事業所」として認定されます。点数に応じて「ゴールド・シルバー・ブロンズ」で認定します。



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所

令和7年度
から

「ひろしま企業健康宣言健康づくり優良事業所」の特典
「ヘルスケア企業保証制度」のご案内

「ひろしま企業健康宣言健康づくり優良事業所」として認定を受けた事業所様を対象に、金融機関から広島県信用保証協会の保証付き融資を受けられる際、**信用保証料が最大10%割引されるお得な制度**をご利用いただけます。

お手続き方法

STEP 1

健康づくり優良事業所の認定を受ける

- 前年度の健康経営の取組内容をもとに認定します。
- 毎年8月頃に認定証を発行します。

STEP 2

金融機関で融資を受ける際
に認定証(写)を提出する



STEP 3

「ヘルスケア企業保証制度」
を利用する

- 「健康づくり優良事業所」の認定を受ける健康づくり以外にも制度利用のための要件があります。

詳細はこちら



10月頃
お届け

被扶養者資格の再確認の ご提出はお済ですか？

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に被扶養者資格の再確認を実施しております。
被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、皆様の保険料負担の軽減
につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

！ **変更・異動の有無にかかわらず毎年ご提出**ください

提出期限：令和6年11月29日(金) 必着

確認対象者

令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者

被扶養者現況申立書 注意点

被扶養者(ご家族)様について

- ・「海外に在住している」・「確認区分が“要同居”」
- ・「被保険者(ご本人)様と別居している」

場合ご提出が必要です

さらに

被扶養者(ご家族)様が別居されている場合
仕送り状況を確認できる書類をご提出ください

- 送金者・受取人名・仕送り額が確認できる預金通帳の写し
- 現金書留の控えの写し

等

※ 学生の場合は仕送り状況の確認書類は不要です。

「被扶養者現況申立書」の職業欄に「学生」とご記入の上ご提出ください。

ご記入いただく収入の額は

- ・ 被扶養者(ご家族)の収入額をご記入ください。
- ・ 収入がない場合は、0円とご記入ください。



被扶養者調書兼異動届 注意点

被扶養者資格を解除する
場合ご提出が必要です

■ お送りしている「被扶養者調書兼異動届」は今回の被扶養者資格の再確認のお手続きの中で被扶養者を解除される場合にのみご利用いただけます。扶養解除となる方の保険証と併せてご提出ください。

■ ご提出いただいてから扶養の解除のお手続きが完了するまでに1～2か月かかる場合がございます。お急ぎの場合や通常のお手続きの場合は、通常の「被扶養者異動届」を管轄の日本年金機構事務センターへご提出ください。

よくある質問

被扶養者状況リスト等を別の住所に送ってほしい

被扶養者状況リストは協会けんぽにご登録いただいている事業所のご住所以外へ送付することはできません。事業所所在地を変更された場合、速やかに年金事務所へ「適用事業所名称/所在地変更(訂正)届」をご提出ください。